

独立行政法人地域医療機能推進機構高知西病院

面会規程

(目的)

第1条 この規程は独立行政法人地域医療機能推進機構高知西病院における入院患者への面会について必要な事項を定め、入院患者に精神的な安定、治療意欲や身体機能の向上、また患者および院内の安全を確保することを目的とする。

(面会時間)

第2条 入院患者に面会することができる時間は14時～17時までとし、入院患者1名に対する面会時間は30分までとする。ただし、急を要する場合であって、当該入院患者の担当医師が相当と認めるときはこの限りではない。

(面会場所)

第3条 入院患者の病室内（多床室ではベッドサイド）とする。

(面会人数)

- 第4条 1回の面会につき家族・親族（事前に申し出のあった近親の方、身の周りのお世話をする方を含む）2名までとする。
- 2 30分間の面会時間の中であれば面会者は交代可能とする。
 - 3 入院患者の担当医師が相当と認めるときはこの限りではない。

(面会受付)

第5条 入院患者の入院病棟詰所前に設置した様式に氏名、面会開始時間を記載し、病棟スタッフに声をかけてから入院病室に入る。

(面会の条件)

- 第6条 面会者は不織布マスクを装着し、病室への入室前後に手指衛生（手指消毒、または手洗い）を行う。
- 2 面会者に発熱や感染症を疑う症状（咳嗽、咽頭痛、全身倦怠感、嘔気・嘔吐、下痢等）がない。
 - 3 面会者は原則小学生以上とする。

(面会者の遵守事項)

第7条 面会者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、他の患者に迷惑を及ぼさないよう努めること。

2 入院患者に面会する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 酒気を帯びて面会すること。
- (2) 面会中に喫煙すること。
- (3) 幼児（未就学児）を伴って面会すること。
- (4) 患者・面会者ともに病棟・病室で飲食をすること。
- (5) 食べ物・生花を持ち込むこと。

3 病院は、面会者が規定に違反、またはそのおそれがあると認めたときは、直ちにその面会を中止させることができる。

（面会の制限）

第8条 入院患者が感染症を発症、または、発症者と同室（濃厚接触者）であった場合。

- 2 入院患者の入院病棟で感染症の集団発生が起きた場合。
- 3 周辺地域における新興感染症等の発生状況により、病院が面会制限の必要性を判断した場合。

（周知方法）

第9条 本規程は以下の方法によって患者、家族等面会者に周知を行う。

- (1) 入院時の説明
- (2) 院内掲示
- (3) 病院ホームページ掲載

附則

この規程は、2026年4月1日から施行する。